の一部を改正する条例 特別職の職員の給与、旅費、 (案) 費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例

規定により提出します。 標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の

平成二十三年二月十四日

提 出 者

員 笠 原

議

哲

Щ П

津

世 子

IJ

嶋 中 貴 志

IJ

IJ

菊

地

昭

鎌 田 城 行

IJ

野 寺 利 裕

小

IJ

島 久 美 子

IJ

小

田

賛 成 者

鈴

議

員

木

広 康

野 仙 台 市 議 会 議 長

田

様

特別職 の職員の給与、 旅費、 費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例

の一部を改正する条例

仙台市条例第三十五号) 特 别 職  $\mathcal{O}$ 職員の給与、 旅費、 の一部を次のように改正する。 費用弁償の 額並びにその支給方法に関する条例 (昭和三十一年

四万円を、 四月一日から平成二十四年三月三十一日」 附則第十三項中「平成二十二年四月一日 議員にあ っては一万六千円」 を に、 から平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年 「当該額に百分の十を乗じて得た額」 「議長にあ っては五万円を、 副 議長にあっては に改める。

則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

理由

員の 案を提出する理由である。 平成二十三年四月一日か 議員報酬月額を減額するため、 ら平成二十四年三月三十一日までの間における議長、 現行条例の一部を改正する必要がある。 これが、この条例 副議長及び議